

協定に基づく当面の具体的な取組

1 未病改善の普及啓発に関すること

- ⇒ 公共型未病センターにおける健康支援プログラムの提供
- ⇒ 小・中学生を対象とした食・栄養オンラインセミナー（授業）への協力
- ⇒ （オリジナル）メニューリーフの制作及び配布
- ⇒ レシピ動画の制作及び配信
- ⇒ 味の素株式会社川崎事業所内の同社が指定する場所（食堂・売店等）において、神奈川県が発行するリーフレット・チラシ等の設置・配布を通じた、同社従業員等への未病改善の普及啓発

2 栄養改善普及運動の普及啓発に関すること

- ⇒ 栄養改善普及運動（「かながわ健康プラン 21」の目標実現に向けた、事業所給食の喫食者へ栄養・食生活改善活動等の取組）への協力。なお具体的協力内容は、（オリジナル）メニューリーフの神奈川県を通じた神奈川県民への提供を基本とする。

3 その他神奈川県と味の素株式会社の東京支社が必要と認める事項